

別表4（第3条）

補助事業名	建替え設計費及び建替え工事費の一括補助
補助事業の目的	苓北町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え設計及び建替え工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 苓北町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 平成12年5月31日以前に着工したもの又は災害対策基本法に基づく罹災証明書の写しにより平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの 4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の建替え設計（建替え工事費の見積り作成に要する費用及び建替え工事監理に要する費用を含む）及び建替え工事に要する費用 （少なくとも建替え工事に要する費用を含む場合に限る。建替え工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。） 建替え工事に要する費用は、耐震改修に要する費用相当とする。
補助率	1 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 10分の9以内 2 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したもの 60分の53以内
補助金の額	1、昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 建替え工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は157万5千円のいずれか低い方の額 2、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したもの 建替え工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は132万5千円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの 2 工事監理者が工事監理するもの 3 本要綱又は他の要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けていないもの 4 附則（平成29年9月15日施行）第1条第2項及び同条第3項の規定（遡及適用）は、本事業には適用しない。